

令和8年度秋田県防災士養成研修業務委託仕様書

1 目的

本業務は、秋田県が特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）から防災士養成研修実施機関として認証を受けて実施する研修事業の運営等を行うものであるが、業務委託内容については、業務委託契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めによることとする。

2 委託期間

契約日から令和9年3月26日まで

3 業務内容

- (1) 研修計画書作成及び日本防災士機構への申請に係る業務
- (2) 日本防災士機構の「2026年度防災士養成事業実施ガイドライン」に基づく研修カリキュラムの作成、研修講師の選任・派遣、その他必要な事項
- (3) 研修に係る用紙・資機材などの準備、研修開始から終了までの会場運営、進行、資料配付、機器操作等（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を含む。）
- (4) 履修確認レポートの履修確認、防災士資格取得試験に係る業務
- (5) 日本防災士機構への受験申請、試験合格後の防災士認証登録申請に係る業務
- (6) 防災士資格取得試験受験料、防災士教本代金及び防災士認証登録料の支払に係る業務

4 研修内容

- (1) 会場研修の実施回数

1回

- (2) 実施日及び会場

秋田県内において、秋田県と受注者との協議により決定する。

なお、会場の利用に必要な費用は、秋田県が負担する。

- (3) 会場研修

受注者は、会場研修のカリキュラム（※）を設定し、秋田県に通知する。

なお、会場の受付及び準備、演習時の配置換え並びに机等の原状回復は、秋田県及び受注者が協力して行う。

また、会場内の環境を良好に保つよう、空調等に配慮することとし、3名以上（受注者2名以上）のスタッフを会場内に常駐させる。

（※）救急救命講習は、本カリキュラムに含めない。

- (4) 受講予定者数

100名

- (5) 履修確認レポート

受注者は、受講者に対し、会場研修初日の概ね1か月前から履修確認レポート（添削式）による防災士教本の学習を課し、その履修確認を防災士資格取得試験

までに終了させる。

5 受講対象者

防災士の資格を取得後1年以内に、地域防災力の向上に資する活動（例：市町村等が実施する防災訓練への参加、防災に関する講話の講師）を実施することができる者のうち、次のいずれかに該当し、市町村からの推薦を受けた者とする。なお、学生・生徒、教育機関等に従事する教職員、自治体職員等については、この限りでない。

① 秋田県内の自主防災組織に所属し、又は新規に設立する予定のある者で、中核となって活動できる者

② その他県又は市町村が必要と認めた者

ただし、「防災士資格取得に係る特例（※）」に該当する者は、本事業の募集対象から除く。

（※） 特例該当者は、特例申請の対象（養成研修の受講及び研修履行の認定、資格取得試験合格の免除等）となるため、本事業の募集対象外とする。

「防災士資格取得に係る特例」該当者

- ・自衛官（予備自衛官及び即応自衛官を含む。）で、3尉以上の階級者（退職者を含む。）
- ・自衛官（予備自衛官及び即応自衛官を含む。）で、3曹以上・准尉以下の階級者（退職者を含む。）
- ・警察官で、警部補以上の階級者（退職者を含む。）
- ・警察官で、巡査部長の階級者（退職者を含む。）
- ・消防吏員で、消防士長以上の階級者（退職者を含む。）
- ・消防吏員で、消防副士長及び消防士の階級者（退職者を含む。）
- ・消防団員として分団長以上の階級者（退職者を含む。）
- ・日本赤十字社救急法救急員（指導員を含む。）

6 受講者の募集及び決定

受講者の募集及び決定（通知を含む。）は、秋田県が市町村と連携して行う。

7 資格取得試験及び認証登録

受注者は、会場研修終了後、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験手続及び「防災士認証登録」に係る事務手続を補助する。

ただし、詳細については、秋田県からの指示による。

8 受講者負担

防災士養成講座に係る受講料の一部（金13,000円）、本業務の関連経費である防災士教本代（金4,000円）、防災士資格取得試験受験料（金3,000円）及び防災士認証登録料（金5,000円）（合計、金25,000円（消費税及び地方消費税課税対象外））については、受講者負担とするが、その費用の徴収は、受講料に係るものを除き、受注者

が行うものとする。ただし、市町村が受講者負担分を支援する場合は、市町村に対して請求するものとする。

なお、救急救命講習に係る費用については、本業務の対象外とする。

9 その他

- (1) 受注者の業務の履行に伴い生ずる費用については、全て受注者の負担とする。
- (2) 実施日及び実施会場決定後、天災地変等やむを得ない理由により実施日又は実施会場での開催が困難となった場合、受注者は、秋田県と協議し、対応を決定する。
- (3) 「3 業務内容」の(1)から(6)までの完了(※)をもって業務の終了とし、業務終了後、受注者は、速やかに完了報告書を作成し、秋田県に提出する。
(※) 「3 業務内容」の(5)に含まれる『試験合格後の防災士認証登録申請に係る業務』及び(6)に含まれる『防災士認証登録料の支払に係る業務』については、防災士資格取得試験合格者のうち防災士認証登録申請書類の届出があったものについて防災士認証登録申請業務を代行し、秋田県に報告することを業務とする。ただし、委託期間内に試験合格者全員分の認証登録申請の届出が終了しなかった場合であっても、本業務においては、委託期間の最終日をもって業務の終了とする。
- (4) 防災士資格取得試験の不合格者があった場合、受注者は、秋田県に対し、不合格者及び防災士資格取得試験の再受験ができる日程と会場を報告する。また、秋田県は、防災士資格取得試験の再受験の意思を確認した不合格者に対し、再試験案内書類を送付する。
- (5) 受講者が会場研修を欠席した場合、秋田県と受注者との協議により対応を決定する。
- (6) 防災士資格取得試験の不合格者が、委託期間中に再試験に合格し、認証登録申請書類を届け出た場合は、受注者は認証登録申請業務を代行するとともに、秋田県に報告する。
- (7) 本仕様書及び契約書について定めのない事項については、秋田県と受注者が協議し、その解決に当たる。